

# 令和7年度衛生推進者養成講習

(兵労基衛第1号) 登録有効期間 令和11年9月6日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

労働安全衛生法により、工業的業種及び屋外産業的業種に属する事業で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は安全衛生推進者を、それ以外の業種は衛生推進者の選任が義務つけられています。

つきましては、下記の要領で講習会を開催いたしますので受講下さるようご案内申し上げます。

## ※参考 安全衛生推進者・衛生推進者対象業種

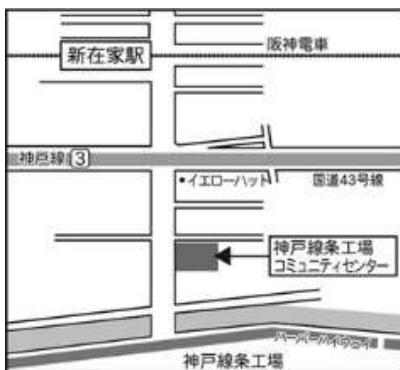
講習日は、概ね3か月前に○の欄の月に記載いたします

講習日時	11月	2月
8:50~17:10	26日(水)	3日(火)
講習会場	②	②

安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者	上記以外の事業場

第5回 令和8年2月3日(火) 神戸東労働基準協会

### 講習会場



① (株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティーセンター

神戸市灘区浜田町4

JR「六甲道駅」より南へ徒歩約15分

阪神「新在家駅」より南へ徒歩7分



② 神戸東労働基準協会

神戸市中央区八幡通3丁目2-5

I-N東洋ビル6階

各線「三宮駅」下車南へ徒歩約8分

※ 講習日程により、学科会場は異なりますのでご確認ください

※ 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場所はありません)

### 料金

	合計(税込)	受講料(税込)	テキスト(税込)
衛生推進者養成講習	11,330円	9,900円	1,430円

料金は、申込日から15~20日以内をメドに下記口座へお振込ください。ただし、締切日直前の申込の場合は、講習5日前までにお振込ください。

振込口座 みなと銀行 三宮支店 普通口座 1756989

※ 兵庫労働基準連合会神戸東事務所 振込手数料はご負担下さい。

### 定員

会場 20名 締切: 講習日の7日前 ただし定員になり次第締め切れります

### 申込方法及び注意事項

受講申込は、神戸東労働基準協会のホームページから **兵庫労働基準連合会・協会 Web 予約システム**にてお願いします。

注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい

- 修了証発行のため、顔写真を貼付下さい。受講者の写真データ(ファイル形式jpg)  
申請前6か月以内、上三分身正面脱帽、無背景、鮮明なカラー写真(満面の笑顔や顔が斜めになっているものは不可)
- 納入された受講料は、原則返金いたしませんが受講者の変更は可能です。受講日の5日前までにお申出下さい。
- 受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき、修了証は交付いたしません。
- ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

### 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等、在留カード)、印鑑、昼食等

### 講習カリキュラム



時間	科目	規定時間数
8:30-8:50	受付	
8:50-9:00	オリエンテーション	
9:00-10:00	関係法令（労働衛生）	1 時間
10:00-10:10	休憩	
10:10-12:10	作業環境管理及び作業管理	2 時間
12:10-12:50	休憩（昼食）	
12:50-13:50	健康保持対策	1 時間
13:50-14:00	休憩	
14:00-15:00	安全(労働)衛生教育	1 時間
15:00-15:10	休憩	
15:10-17:10	危険性又は有害性等の調査、結果に基づき講ずる措置等	2 時間



技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

#### Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

##### ①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎（兵庫 太郎）

##### ②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日に

ご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

[神戸東労働基準協会](#)